諮問庁：警察庁長官
諮問日：令和８年７月１日（令和８年（行情）諮問第９２８号ないし同第９３０号及び同第９３２号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９０号ないし同第７９３号）
事件名：「情解指導だより」の一部開示決定に関する件
「情解指導だより」の一部開示決定に関する件
「情解指導だより」の一部開示決定に関する件
「特定年度警察庁による業務指導の実施方針について」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書４」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年２月１０日付け令７警察庁甲情公発第１７６－３号ないし同第１７６－５号及び同第１７６－７号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分４」といい、併せて「原処分」という。）について、法５条４号への該当性を理由に不開示とされた部分の開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）不開示の理由について

「携帯電話機等の電子計算機の解析に関する質疑応答部分については、具体的な捜査手法や着眼点に関する情報であり、公にすることにより、犯罪行為を企図する者において、警察捜査からまぬかれるために偽証、隠蔽等の対抗措置を応じることのほか、当該犯罪行為を維持することを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから」、本件不開示

情報は法５条４号に該当するため不開示とされた。（原文ママ）

（２）不開示の理由がないこと

４号該当性について、原処分が指摘する、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはいずれも抽象的で具体性がなく実質を欠く。情報技術の解析において用いられる資機材（いわゆるフォレンジック・ツール）の仕様や性能については既に広く報道及び研究が発表されているところであるから、開示により捜査妨害や証拠隠滅等の行為を助長するおそれを生じさせるとは考えられない。反対に、当該情報を不開示とすることで、開示することで得られる犯罪の抑止効果が得られなくなるし、また下記のとおり開示の必要性が強く認められる本件不開示情報について不開示とすることで国民から警察への信頼を棄損し市民から必要な情報提供を受けられなくなる等、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件不開示部分は、以下の理由から、知る権利（憲法２１条）により開示が特に強く要請される。現在、携帯電話・パソコン・タブレット端末等は、人が情報を収集し、思いや考えをメモに取り、他の人と情報、考え、感情を伝達しあったり、企業等からサービスを受けるために不可欠であり、端末上の行動は、逐一、端末にデータを残す。フォレンジック・ツールは、その使用者に、端末に保存されたデータ一切に無差別的にアクセスを許す。そのため、捜査機関がフォレンジック・ツールを利用することで、弁護士・医者・心理カウンセラー等の専門家とクライアントとのやり取り、ジャーナリストと取材源とのやり取り、金融機関との取引情報といったデータが捜査機関に明らかになる可能性がある。このような情報は、その秘匿性が奪われることで、特定個人に極めて厳しいプライバシー侵害（憲法１３条）等の人権侵害、経済的・信用・精神的な損害を引き起こしたり、弁護士業務・医療・ジャーナリズムといった民主的で法の支配する社会になくてはならない制度を機能不全に陥らせる。

本件不開示部分の「もっとも、携帯電話機等の電子計算機の任意提出を受ける場合には、当該機器の解析を行う旨を口頭で説明して任意性に疑念が生じないようにする必要がある」、「上記の措置が押収の目的を達成するための必要最小限の措置であることを公判で立証できるように、携帯電話機の状況とともに『必要な処分』として行った措置やその理由を証拠化すべきことにも留意されたい」という記載（原文ママ）を踏まえると、本件不開示部分には、警察による、携帯電話や他の電子計算機の入手及びモバイル・フォレンジック・ツールの利用に必要とされる手続等が含まれていると考えられる。かかる情報は、上記のとおり高い権利制約性の認められる、警察によるフォレンジック・ツールの利用の憲法適合性、刑事訴訟法への適合性を判断する上で必要不可欠の情報であ

る。このような情報が開示されなければ、市民は、本件捜査の違憲、違法性の調査はおろか、本件捜査の実施の有無すら知り得ない。その結果、違憲、違法状態の防止及び停止並びに損害の回復及び責任追及が実現されない。プライバシー権の侵害を受けた者が損害の回復を受ける権利は、我が国の批准する自由権規約２条３項（ａ）で保障された人権である。本件不開示部分を不開示とする判断は、かかる条項に違反し違法である。

更に、かかる権利制約性の高い捜査手法について、警察によるモバイル・フォレンジック・ツールの利用に関する立法の必要の有無、必要である場合にはその内容について、市民によるかっ達な議論が必要であるところ、本件不開示情報を不開示のままとすることは、立法のタイミングを更に遅らせ、また立法内容の質に影響しうるものである。従い、本件不開示事項は開示されるべきである。

このように、開示が強く求められる本件不開示事項をも含むとする４号の幅広な解釈は、法の趣旨に反する結果を生むため、本件不開示事項を不開示のままとする判断は失当である。法の趣旨は、「国民主権の理念にのっとり」「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」にある（同法１条）。憲法上及び国際人権法で保障される人権の制約を伴う政府の行為の違憲性・違法性判断に必要な情報の市民への提供は、「公正で民主的な行政」の中核であると考えられる（本件捜査で特に強く制約されるプライバシー権及び表現の自由は、いずれも自己実現、そして何より自己統治に資する権利であって、その保障は民主主義の前提をなす）。このような情報にあたる本件不開示情報が法５条４号に該当するという解釈は、法律の趣旨に反し不当である。

（３）結語

以上から、本件不開示部分は法５条４号に該当しない。また、本件不開示部分は他の不開示事由にも該当しない。従い、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

なお、審査請求人は、情報公開・個人情報保護審査会設置法１１条に基づき、意見書または資料を提出する予定である。また、審査請求人は、この書面を以て、同法１０条に基づく口頭で意見を述べる機会の提供を申し立てる。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）原処分１について（令和８年（行情）諮問第９２８号）

ア　審査請求人は、処分庁に対し、行政文書開示請求書（令和７年１１月２５日付け令７警察庁甲情公収第１７６号。）を提出し、当該開

示請求書により文書の開示を求めた。

イ　処分庁は、当該開示請求書に記載の文書の内容を踏まえ、行政文書開示請求書の補正について（依頼）（令和７年１１月２７日付け令７警察庁甲情公発第１７６－１号）及び行政文書開示請求書の補正について（依頼）（２回目）（令和７年１２月２５日付け令７警察庁甲情公発第１７６－２号）により、本件対象文書を含む６文書を特定し、請求する文書及び開示請求手数料を確認するため、法４条２項の規定に基づき、審査請求人に補正を求めた。

ウ　審査請求人は処分庁に対し、補正書（令和８年１月１３日付け令７警察庁甲情公収第１７６－１号）により、文書１を含む６文書を請求するとの補正を行った。

エ　処分庁は、文書１のうち、解析手法や解析資機材等の捜査手法に関する情報（以下「本件不開示情報１」という。）については、法５条４号に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分１）を行い、行政文書開示決定通知書（令和８年２月１０日付け令７警察庁甲情公発第１７６－３号）により、審査請求人に通知した。

オ　審査請求人は、審査請求申立書（令和８年４月７日付け令７警察庁甲情公収第１７６－８号）により、法５条４号を理由として不開示とした本件不開示情報１について開示を求める趣旨の審査請求をした。

（２）原処分２について（令和８年（行情）諮問第９２９号）

ア及びイ　上記（１）ア及びイに同じ。

ウ　審査請求人は処分庁に対し、補正書（令和８年１月１３日付け令７警察庁甲情公収第１７６－１号）により、文書２を含む６文書を請求するとの補正を行った。

エ　処分庁は、文書２のうち、解析手法や解析資機材等の捜査手法に関する情報（以下「本件不開示情報２」という。）については、法５条４号に該当し、公にされていない警察電話の内線番号については、同条６号に該当することから、これらを不開示とする一部開示決定（原処分２）を行い、行政文書開示決定通知書（令和８年２月１０日付け令７警察庁甲情公発第１７６－４号）により、審査請求人に通知した。

オ　審査請求人は、審査請求申立書（令和８年４月７日付け令７警察庁甲情公収第１７６－９号）により、不開示とした情報のうち、法５条４号を理由として不開示とした本件不開示情報２について開示を求める趣旨の審査請求をした。

（３）原処分３について（令和８年（行情）諮問第９３０号）

ア及びイ　上記（１）ア及びイに同じ。

ウ　審査請求人は処分庁に対し、補正書（令和８年１月１３日付け令７

警察庁甲情公収第１７６－１号）により、文書３を含む６文書を請求するとの補正を行った。

エ　処分庁は、文書３のうち、解析手法や解析資機材等の捜査手法に関する情報（以下「本件不開示情報３」という。）については、法５条４号に該当し、公にされていない警察電話の内線番号については、同条６号に該当することから、これらを不開示とする一部開示決定（原処分３）を行い、行政文書開示決定通知書（令和８年２月１０日付け令７警察庁甲情公発第１７６－５号）により、審査請求人に通知した。

オ　審査請求人は、審査請求申立書（令和８年４月７日付け令７警察庁甲情公収第１７６－１０号）により、不開示とした情報のうち、法５条４号を理由として不開示とした本件不開示情報３について開示を求める趣旨の審査請求をした。

（４）原処分４について（令和８年（行情）諮問第９３２号）

ア及びイ　上記（１）ア及びイに同じ。

ウ　審査請求人は処分庁に対し、補正書（令和８年１月１３日付け令７警察庁甲情公収第１７６－１号）により、文書４を含む６文書を請求するとの補正を行った。

エ　処分庁は、文書４のうち、慣行として公でない警察職員の氏名（以下「本件不開示情報４」という。）については、法５条１号及び４号に該当し、公にされていない警察電話の内線番号については、同条６号に該当し、業務指導の実施対象、業務指導の内容等に関する情報（以下「本件不開示情報５」という。）については、同条４号に該当することから、これらを不開示とする一部開示決定（原処分４）を行い、行政文書開示決定通知書（令和８年２月１０日付け令７警察庁甲情公発第１７６－７号）により、審査請求人に通知した。

オ　審査請求人は、審査請求申立書（令和８年４月７日付け令７警察庁甲情公収第１７６－１２号）により、不開示とした情報のうち、法５条４号を理由として不開示とした本件不開示情報４及び５について開示を求める趣旨の審査請求をした。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分が指摘する公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは抽象的で具体性がなく実質を欠くなどとして、本件不開示部分は法５条４号に該当せず、また、他の不開示事由にも該当しないため、本件不開示部分の開示を求める旨主張している。

３　原処分の妥当性について

（１）本件対象文書について

ア　「情解指導だより」は、警察庁サイバー警察局情報技術解析課から

全国の情報技術解析部門へ情報技術の解析等に関する指示、教養を行う目的で発出した内部文書である。文書１は、情報技術の解析において証拠物件等を取り扱う上での留意事項について記載した「情解指導だより（第９号）」のうち１ページ目及び２ページ目である。

イ　「情解指導だより」は、警察庁サイバー警察局情報技術解析から全国の情報技術解析部門へ情報技術の解析等に関する指示、教養を行う目的で発出した部内文書である。文書２は、情報技術の解析において証拠物件等を取り扱う上での注意事項について記載したものである。

ウ　「情解指導だより」は、警察庁サイバー警察局情報技術解析課から全国の情報技術解析部門へ情報技術の解析等に関する指示、教養を行う目的で発出した部内文書である。文書３は、解析業務の基本の徹底について記載したものである。

エ　「令和３年度警察庁による業務指導の実施方針について」は、令和３年度に警察庁が実施する証拠物件の管理状況や適切な技術支援の実施状況に係る業務指導の実施方針についての伺い文書であり、同文書の１ページ目及び２ページ目が、文書４である。

（２）法に規定する不開示情報について

法５条１号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」で、同号ただし書イからハまでに掲げる情報を除いたものを、同条４号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

（３）本件不開示情報の不開示情報該当性について

ア　本件不開示情報１は、情報技術の解析において証拠物件等を取り扱う上での留意事項や解析対象物の分解の必要性等に関する内容が記載されており、これらは、解析手法及び解析資機材等の捜査手法に関する情報である。

本件不開示情報１を公にすることにより、警察における解析対象物の分解の必要性の判断基準、分解におけるリスク判断の基準等の解

析手法や解析資機材等の捜査手法が明らかとなり、犯罪を企図する者が、対抗措置を講じることを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条４号に該当するため不開示とした。

イ　本件不開示情報２は、情報技術の解析における証拠物件等の取扱いの注意事項として、特定の事案の概要及び当該事案を踏まえた反省、教訓、留意事項等に関する内容が記載されており、これらは、解析手法や解析資機材等の捜査手法に関する情報である。

本件不開示情報２を公にすることにより、警察における解析手法や解析データの管理要領等が明らかとなり、犯罪を企図する者が、解析作業を困難にするための措置を講じたり、解析業務の隙を突いて妨害行為を行い、証拠隠滅を図るなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条４号に該当するため不開示とした。

ウ　本件不開示情報３は、解析業務における不適切事例の概要及び当該事例を踏まえた対応策、留意事項等に関する内容が記載されており、これらは、電子機器の解析手法や解析業務に関する情報である。

本件不開示情報３を公にすることにより、警察における解析手法や解析業務の具体的な要領等が明らかとなり、犯罪を企図する者が、解析業務の隙を突いて妨害行為を行い、証拠隠滅を図るなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条４号に該当するため不開示とした。

エ　本件不開示情報４は、慣行として公にされていない警察職員の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条１号及び４号に該当するため不開示とした。

オ　本件不開示情報５は、当該業務指導の実施対象、対象所属の指定方式、指定方法に関する指数、所属の活動実績等に関する内容が記載されており、これらの情報は、当該業務指導を実施する上での着眼点や各所属の捜査能力に関する情報である。

本件不開示情報５を公にすることにより、当該業務指導を実施する上での着眼点や各所属や捜査能力が明らかとなり、犯罪を企図する者が、捜査能力等を推測して、それを上回る対抗措置を講じることを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、

法５条４号に該当するため不開示とした。

４　結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和８年７月１日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第９２８号ないし同第９３０号及び同第９３２号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同月１５日　　審議（同上）

④　同年１０月１４日　　本件対象文書の見分及び審議（同上）

⑤　同年１１月４日　　令和８年（行情）諮問第９２８号ないし同第９３０号及び同第９３２号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法５条１号、４号及び６号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、別表１の部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は改めて検討した結果、本件不開示部分のうち、別表２に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしているところ、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）別表１の番号１に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、証拠物件取扱時の留意事項及び解析対象物の分解事例等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、解析対象物の分解の判断基準、解析手法及び解析データの管理要領等が明らかとなり、犯罪を企図する者が、解析作業を困難にするための措置を講じたり、解析業務の隙を突いて妨害行為を行い、証拠隠滅を図るなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第３の３（３）アないしウの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（２）別表１の番号２に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、警察庁が行う業務指導の実施対象及び対象所属の指定方式等が記載されていることが認められる。

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を公にすると、業務指導の着眼点及び実施対象所属の指定方式等が明らかとなり、ひいては、実施対象所属の技術支援の実施状況及び捜査能力等を推認することが可能となる。

こうした情報が悪用されれば、犯罪を企図する者において、捜査能力等を上回る対抗措置を講じることを容易にするなど、捜査活動等の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

イ　これを検討するに、当該部分を公にすることにより、捜査能力等を上回る対抗措置を講じることを容易にするなど、捜査活動等の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法５条４号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（３）別表１の番号３に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない警察職員の氏名が記載されている。

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。

当該部分に記載されている職員は、公表慣行のない職員であり、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近若しくは職員を懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害さ

れるおそれがあるため、当該職員の氏名を不開示とした。

イ　警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行のない職にある警察職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条４号に該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、４号及び６号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条１号及び４号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、同条１号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

本件対象文書

文書１　情解指導だより（第９号）のうち１ページ目及び２ページ目
文書２　情解指導だより（第１２号）
文書３　情解指導だより（第１３号）
文書４　令和３年度警察庁による業務指導の実施方針についてのうち１ページ目及び２ページ目

別表１（本件不開示部分）

番号	文書	不開示とした部分とその理由
１	文書１ 文書２ 文書３	解析手法や解析資機材等の捜査手法に関する情報については、公にすることにより、不正プログラムを用いた犯罪行為を企図する者が捜査能力等を推測して対抗措置を講じることを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条４号に該当するため不開示とした。
２	文書４	業務指導の実施対象、業務指導の内容等に関する情報は、公にすることにより、不正プログラムを用いた犯罪行為を企図する者が捜査能力等を推測して対抗措置を講じることを容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条４号に該当するため不開示とした。
３	文書４	慣行として公でない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員やその家族等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条１号及び４号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

別表２（新たに開示する部分）

文書	枚目	開示すべき部分
文書１	１枚目	枠内の２行目ないし５行目、１４行目、１５行目、２０行目、２５行目後半及び２６行目前半
文書２	１枚目	枠内６行目ないし９行目
文書３	１枚目	枠内８行目ないし１０行目
文書４	１枚目	「１方針」の８行目１７文字目ないし２７文字目、９行目後半及び１０行目前半
		「２現状」の不開示部分の全て
	１枚目及び２枚目	「３現状（１）指定の方式」の不開示部分の全て

（注）文字数の数え方については、句読点も１文字と数え、空白部分を数えない。